

○鹿児島県伝統的工芸品指定要綱

昭和63年3月16日

告示第436号

改正 平成12年3月17日告示第305号

改正 令和4年2月22日告示第288号

(目的)

第1条 この要綱は、本県の風土と生活の中ではぐくまれ受け継がれてきた工芸品を、鹿児島県伝統的工芸品(以下「県伝統的工芸品」という。)として指定することにより、伝統的工芸品産業の振興及び当該産業の従事者等の意欲の高揚を図るとともに、県民の生活に豊かさや潤いを与えることを目的とする。

(県伝統的工芸品の指定等)

第2条 知事は、鹿児島県伝統的工芸品産業振興対策協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴いて、工芸品(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定されている工芸品を除く。以下同じ。)であつて次に掲げる要件に該当するものを県伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 県内で製造されているものであること。
- (2) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (3) その製造工程の主要部分が手工的であること。
- (4) 主要な部分が伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (5) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (6) おおむね30年以上の歴史を有するものであること。
- (7) 品質の優れたものであること。

2 前項の規定による指定は、当該県伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料を定めて、行うものとする。

3 第1項の規定による指定は、組合等(工芸品の製造者又はその者を構成員とする事業協同組合等の団体をいう。以下同じ。)の申請に基づいて行うものとする。

4 組合等は、その工芸品について県伝統的工芸品としての指定を受けようとするときは、申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

5 知事は、県伝統的工芸品を指定したときは、その旨を公表するものとする。

6 知事は、県伝統的工芸品の指定に当たつて必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(指定書の交付)

第3条 知事は、前条第1項の規定により県伝統的工芸品を指定したときは、組合等に対し指定書(別記第2号様式)を交付するとともに、関係市町村長にその旨を通知するものとする。

(指定の表示)

第4条 組合等は、別に定めるところにより県伝統的工芸品に指定マークを付し、又は当該工芸品が県伝統的工芸品として指定されているものである旨の表示をすることができる。

(届出の義務)

第5条 組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 県伝統的工芸品の名称，当該工芸品に係る伝統的技術又は技法，主な原材料その他の事項について交付された指定書に示された内容に変更を生じたとき。
- (2) 県伝統的工芸品の製造を中止したとき。

(報告又は指示)

第6条 知事は，必要があると認めるときは，組合等に対し，必要な報告を求め，又は必要な指示をすることがある。

(指定の変更及び解除等)

第7条 知事は，第5条（第1号に係る部分に限る。）の規定による届出があつたときは，協議会の意見を聴いて，県伝統的工芸品の指定を変更することがある。

2 知事は，次の各号のいずれかに該当するときは，協議会の意見を聴いて，県伝統的工芸品の指定を解除することがある。

- (1) 県伝統的工芸品が第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたとき。
- (2) 組合等が第2条第6項の規定により指定に付された条件に違反したとき。
- (3) 県伝統的工芸品の製造が中止されたとき。
- (4) 組合等が前条の知事の指示に従わないとき。

3 知事は，前2項の規定により県伝統的工芸品の指定を変更し，又は解除したときは，その旨を，公表するとともに，組合等及び関係市町村長に通知するものとする。

(指定書の返還)

第8条 組合等は，前条第3項の規定による解除の通知を受けたときは，速やかに，知事に指定書を返還しなければならない。

(生産の復活が期待される鹿児島県伝統的工芸品の指定等)

第9条 知事は，第7条第2項の規定により指定を解除された県伝統的工芸品について，後世に記録として残すため，協議会の意見を聴いて，当該工芸品を生産の復活が期待される鹿児島県伝統的工芸品（以下「復活期待工芸品」という。）として指定することがある。

2 知事は，前項の規定により復活期待工芸品を指定したときは，その旨を，公表するとともに，関係市町村長に通知するものとする。

3 知事は，第1項の規定により指定した復活期待工芸品について，当該復活期待工芸品の名称，伝統的な技術又は技法，主な原材料名等を記載した記録簿（別記第3号様式）を作成するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか，県伝統的工芸品の指定に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，昭和63年3月16日から施行する。

附 則(平成12年3月17日告示第305号)

この要綱は，平成12年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日告示第288号)

この要綱は，令和4年2月22日から施行する。